

平成30年7月豪雨の影響を受けた事業主の皆様へ ～これから雇用調整助成金の活用を検討している事業主様へ～

雇用調整助成金においては、平成30年7月豪雨の災害時における休業等の計画届について、本来、計画届は休業等を開始する2週間前に提出する必要がありますが、**特例措置として事後的な提出を認めています。**

この特例措置は**平成30年10月16日をもって終了しますので、災害後に実施した休業等について、遡って本助成金の活用を検討している事業主の方は、お早めに最寄りのハローワークまたは都道府県労働局へご相談ください。**

(※終了後(10月17日以降)においては、将来に向かう休業等のみが助成対象となり、休業等の計画届は休業等を開始する2週間前の提出が必要となりますのでご注意ください!)

「休業等」とは休業、教育訓練、出向をいいます。

【対象となる事業主】

平成30年7月豪雨による災害に伴う「経済上の理由」により休業等を余儀なくされた事業所の事業主(※平成30年7月豪雨による災害に伴う休業等であれば被災地以外の事業所でも利用可能です。)

※ 平成30年7月豪雨の影響に伴う「経済上の理由」とは、例えば

- ・ 取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合
- ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
- ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
- ・ 風評被害により、観光客が減少した場合
- ・ 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

【助成金の特例内容】

～休業等の初日が平成30年7月5日から平成31年1月4日までの間にあること～

- ① 生産指標の確認期間を3か月から1か月へ短縮する
- ② 平成30年7月豪雨発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象とする
- ③ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする
- ④ 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とする
ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とする
イ 受給可能日数の計算において、過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算する
- ⑤ 休業を実施した場合の助成率(※岐阜、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡の各府県内の事業所に限る)
【中小企業:通常の2/3から4/5へ】【大企業:通常の1/2から2/3へ】
- ⑥ 支給限度日数を「1年間で100日」から「1年間で300日」に延長(※岐阜、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡の各府県内の事業所に限る)